

**【 鉄道事業許可とは 】**

鉄道事業の経営を行うためには、鉄道事業法第3条に基づき、国土交通大臣の許可を得る必要があります。JR北海道が経営分離を予定している江差線（五稜郭・木古内間）を引継ぎ運営するための許可申請を行い、この度、第一種事業の許可を受けました。

鉄道事業法（抜粋）

第三条（許可）

鉄道事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

<以下略>

**【 許可内容の概略 】**

- ・ 事業者名 道南いさりび鉄道株式会社
- ・ 予定路線 道南いさりび鉄道線 ※ 現在のJR江差線（五稜郭・木古内間）
- ・ キロ程 37.8 km
- ・ 事業の種別 第一種鉄道事業者
- ・ 業務の範囲 旅客輸送
- ・ 開業日 平成27年度末（北海道新幹線開業日）

**【 第一種鉄道事業者とは 】**

第一種鉄道事業は、自社が保有する鉄道で旅客または貨物を運ぶ事業です。「道南いさりび鉄道」では、JR北海道から江差線（五稜郭・木古内間）の鉄道施設を引き継いで自らこれを所有して旅客運行をするとともに、JR貨物（第二種鉄道事業）に鉄道線路を使用していただきます。

**【 これまでの経緯 】**

- ・ 平成24年5月23日 道南地域並行在来線対策協議会において、地域交通の確保方策として、事業形態を第三セクター鉄道方式とすることを決定
- ・ 平成26年7月15日 道南地域（五稜郭・木古内間）第三セクター鉄道開業準備協議会において、「北海道道南地域（五稜郭・木古内間）並行在来線経営計画」を策定
- ・ 平成26年8月1日 「北海道道南地域並行在来線準備株式会社」設立
- ・ 平成26年10月1日～11月23日 会社名の公募
- ・ 平成27年1月1日 「道南いさりび鉄道株式会社」に商号変更
- ・ 平成27年3月27日 鉄道事業許可申請を提出

**【 今後の予定 】**

平成27年8月に本社を函館市に移転し、その後上限となる運賃の認可申請と、実際の運賃の届出や、列車の運行計画（ダイヤ）の届出といった手続きを経て、平成27年度末の開業を予定しています。